

## 兵庫県私立高等学校生徒授業料軽減補助制度について

保護者が兵庫県内に住所を有し、次の要件のいずれかに該当する場合、兵庫県から授業料の減免を受けることができます。

	所得等要件	減免額
1	生活保護世帯	60,000 円／年
2	保護者の年収が 250 万円未満程度 (市町民税の所得割額が非課税)	35,000 円／年
3	保護者の年収が 250 ～ 350 万円未満程度 (市町民税の所得割額の合計が 18,900 円未満)	25,000 円／年
4	保護者の年収が 350 ～ 570 万円未満程度 (市町民税の所得割額の合計が 111,000 円未満)	15,000 円／年
5	保護者の死亡、失業等により修学に困難を来す場合	上記のいずれか

※上記の年収は、標準的な 4 人世帯を想定しています。

なお、上記の内容は平成 22 年度時点のものであり、今後、変更になることがあります。

### ◆減免後の本校への納入金の額（年額）

国の就学支援金と上記補助制度による減免額を差し引いた後の本校への納入金の額は次のとおりです。

	所得等要件	国の就学支援金 (a)	兵庫県補助制度 (b)	合計 (a) + (b)	年間納入金
1	生活保護世帯	237,600 円	2,400 円 (※)	240,000 円	720,000 円
2	年収 250 万円未満程度	237,600 円	2,400 円 (※)	240,000 円	720,000 円
3	年収 250 ～ 350 万円 未満程度	178,200 円	25,000 円	203,200 円	756,800 円
4	年収 350 ～ 570 万円 未満程度	118,800 円	15,000 円	133,800 円	826,200 円
5	保護者の死亡、失業等 により修学に困難を来 す場合	上記のいずれか			

(※) 国の就学支援金を控除した後の「納付すべき授業料 (2,400 円)」が「減免金額」を下回るため、納付すべき授業料の額が限度となります。